

第十集（総集編）

# 山川町の文化財

鹿児島県揖宿郡山川町新生町八十四番地

山川町教育委員会





# 発刊にあたって

山川町教育委員会

教育長 米 倉 定 男

文化財は、祖先のたくましい創造力・たゆまざる努力によって生み育てられた貴重な財産であります。

この貴重な文化的財産を損傷したり、破壊することなく次の世代に伝えていくために、私達の山川町では、昭和四十七年に文化財保護条例が制定されました。

早速、五名の委員が発令され、文化財保護審議会が発足いたしました。文化財保護行政は、この方々の御智恵をいただくという形で出発したのであります。

山川町には、古代隼人族の根拠地の一つと目される成川遺跡があります。中世には、キリスト教宣教師・ザビエルを先導したアンジロウの史実があります。

また、薩摩禪宗の勃興期から明治初年にかけては、薩南文教の中心をなす正龍寺がありました。さらに山川港は、南方交易の基点でもあり、多くの人々が山川で交流を深めました。

こうした歴史と文化を数多く掘りおこし、その成果を町民の皆様方に提供していくことが、教育行政の重要な任務であります。

この度、「山川の文化財」第十集を刊行することになりました。多くの方々が、町内にある国・県・町指定文化財の意義を更に深く知っていただき、郷土・山川を再発見していただきたいと思います。

精力的に調査研究にあたられた文化財保護審議会委員の方々に深甚から感謝を申しあげるとともに、多くの町民の皆様が、十分にこの資料集を御活用いただきますようお願い申しあげること次第です。

平成二年十一月十六日

(町制施行六〇周年記念の日)



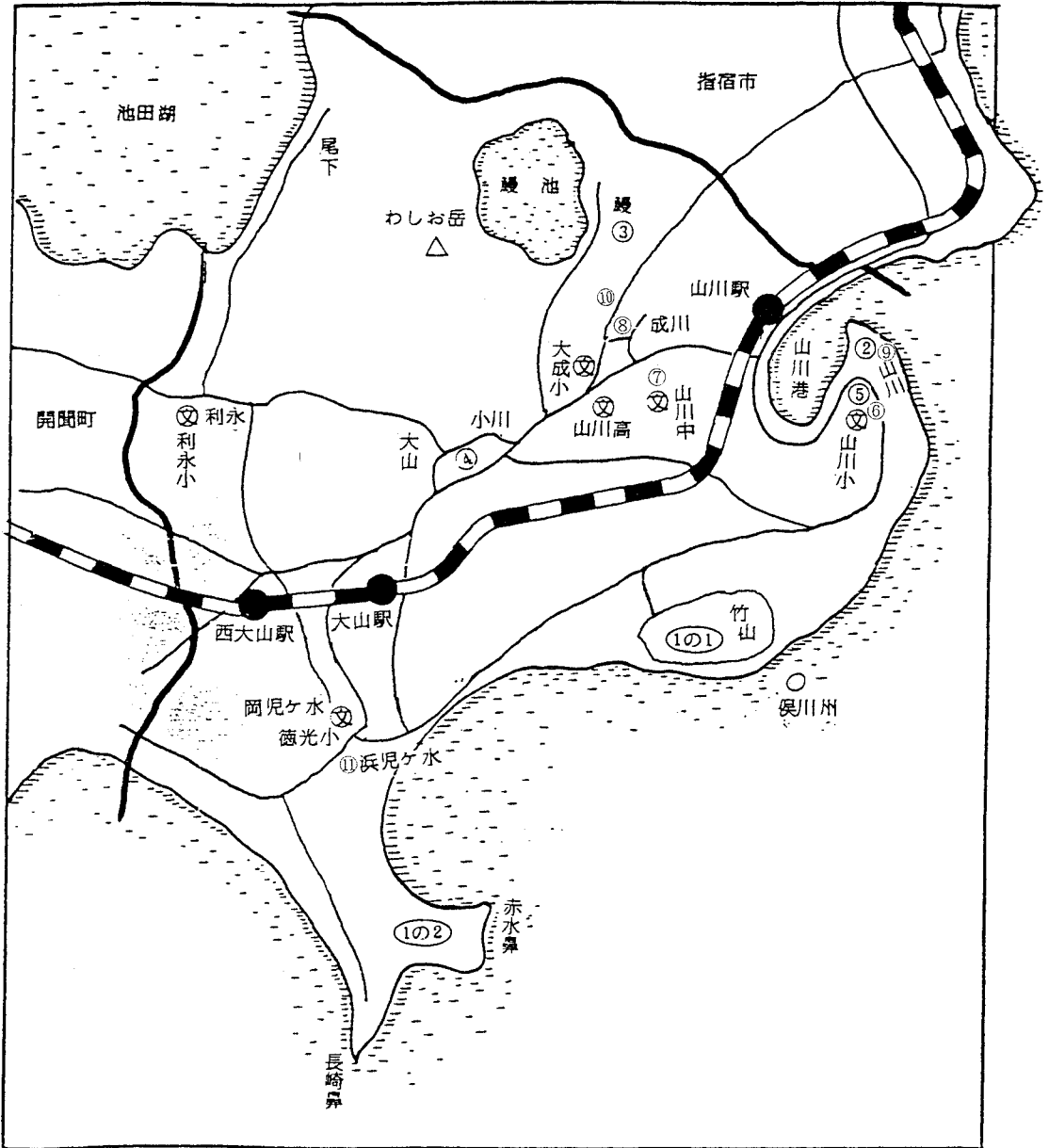
## 目次

一	発刊にあたって	1	2
二	山川町文化財一覧	1	2
三	ソテツ自生地(国指定)とソテツ	3	4
四	山川薬園跡及びリュウガン	5	6
五	鰻地蔵板碑	7	8
六	小川六地藏幢	9	10
七	旧正龍寺跡と諸資料	11	19
八	正龍寺宝珠付角柱石塔婆	20	21
九	成川板碑と西国三十三ヶ所	22	23
十	田の神石像	24	26
十一	地頭仮屋跡石堀	27	32
十二	成川十一面観音座像、石殿	33	35
十三	前田利右衛門墓石と諸資料	36	50
十四	編集後記		

## 山 川 町 文 化 財 一 覧

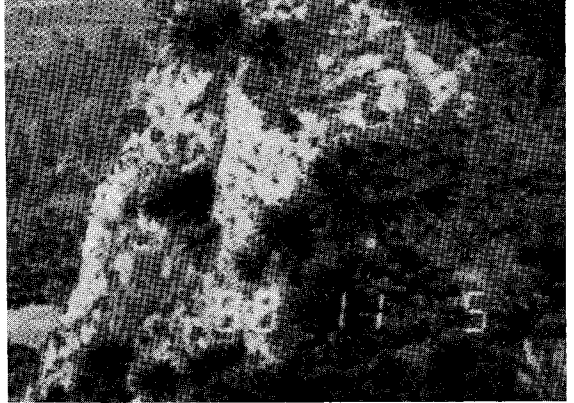
指定区分	名 称	所 在 地	所 有 者 管 理 者	指定年月日	地 図 番 号
国指定特別 天然記念物	ソテツ自生地	福元・竹山	山 川 町	昭27. 3. 29	1の1
		岡兎ケ水赤水鼻			1の2
県指定史跡 及 天然記念物	山川薬園及び リュウガン	新生町35	〃	昭29. 3. 22	②
町 指 定 有形文化財	鰻地蔵板碑	鰻地蔵坂6261	林田スミエ	昭49. 7. 16	③
〃	小川六地蔵幢	小川納骨堂前	小 川 区	昭49. 7. 16	④
〃	旧正龍寺跡 墓 石 群	福元5780	福 元 区	昭56. 10. 6	⑤
〃	正龍寺宝珠付 角柱石塔婆	福元5780	〃	昭49. 7. 16	⑥
〃	成 川 板 碑	成川井手方1204	中 藺 栄二	昭49. 7. 16	⑦
〃	田の神石像	成川下原937	入佐カエノ	昭56. 10. 6	⑧
〃	地頭仮屋跡 石 塀	新生町84 (町役場)	山 川 町	昭56. 10. 6	⑨
〃	成川十一面観 音座像・石殿	成川大坪1016- 2	谷 口 隆	昭60. 10. 24	⑩
〃	前田利右衛門 墓 石	岡兎ケ水東村2159 堂ノ間墓地	前田 美鶴	昭60. 10. 24	⑪

# 山川町文化財地図





## 国指定特別天然記念物 ソテツ自生地



この辺一帯にあるソテツは、自生しているものです。ソテツ科の植物は数種類ありますが、ほとんどが、熱帯、または亜熱帯に生育しています。

そのうちの一種だけが、ここ山川や坊之津、佐多、内之浦の四ヶ所に生育し、日本における「自生の北限」となっています。このため国の特別天然記念物に指定されています。

このように、この自生地は、学術的に極めて貴重であり、荒したり、盗みとることは、法で厳重に禁じられています。



資料

ソテツ：ソテツ科の常緑低木。八丈島・九州南部以南の熱帯に広く分布し、関東南部以南の暖地では鑑賞用に庭園に栽培されている。幹は一本直立するか、まれには数本束生する株になる。高さ一〜三メートル、全面に葉の跡があり、ざらざらしている。葉は幹の頂部にだけつけ、かさを開いたように束生する。葉質はひじょうにかたく、濃緑色でつやがあり、羽状に分裂し、線形の羽片を多数つける。雌雄異株で花は幹の頂部につく。雄花は単生し、長さ五十センチ、径一〇センチほどの円柱状で、くさび形の鱗片りんぺんがらせん状につき、その下に多くの葯やくをつける。雌花は多数束生し、長さ一〇〜一五センチ、上部は羽状に裂け、下部に三〜五対の胚珠はいしゅをつける。受精はイチヨウと同じく精虫によるもので、一八九六年に池野成一郎によって発見された。

九州最南端にはソテツの自生地があり、宮崎県・鹿児島県には天然記念物に指定されている地域がある。大木としては静岡県清水市竜華寺の根まわり五メートル、枝張り九メートル、熊本県玉名郡の根まわり十一メートル、枝張り一〇メートル、高さ八メートル、静岡県伊豆、川津町の径二メートル、高さ八メートル、などがある。

葉は盛り花に利用し、幹のずいは砕いてでんぷんをとり、果実とともに救荒食品にする。

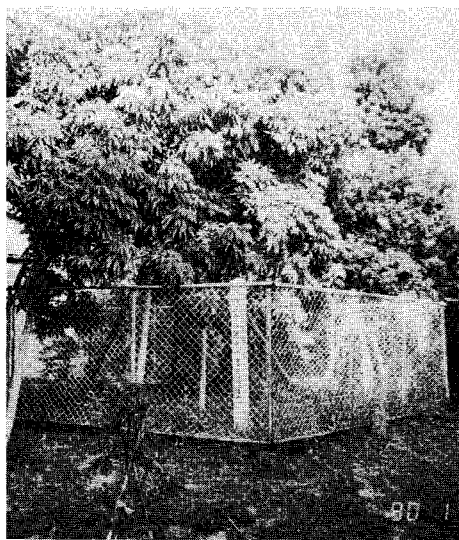
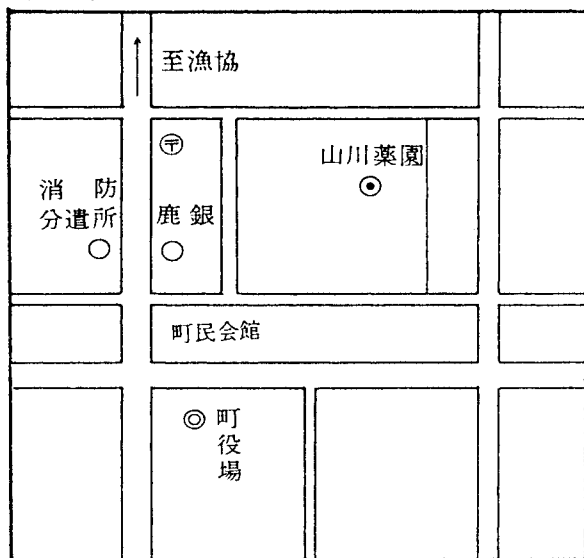
育て方は、夏は水を乾燥しない程度にあたえる。根に多量の水

分があるので、冬には霜よけと凍結を防ぐため室内におき、とくに温度をあたえる必要はない。  
葉を全部のぞき自然乾燥させて冬を越させれば、翌春にはまた美しい葉をだす。  
△西田 誠▽



〔ソテツ科〕 裸子植物・ソテツ目。世界の熱帯・亜熱帯に約九〇種がある。茎は円柱形で枝分かれはなく、胚珠はいしゅは葉のふちにつく。おしべの下面の孢子のう（花粉袋）には生殖細胞と栄養細胞があり前者は二個の精虫を形成する。精虫は繊毛のあるらせん帯をつけた球で運動する。この群は、中生代に栄えた植物で、今生きているのはソテツ科だけである。

山川薬園跡地附近の地図



県指定史跡  
天然記念物

山川薬園跡及びリュウガン

(指定 昭和二十九年三月二十二日)

このリュウガンの樹を中心とした一帯には薩摩藩で最も古い薬園がありました。(万治二年—一六五九年に開園) 当時は、山川の島津薬園とよばれ、レイシ・ハズ・キコク・カンラン・リュウガンなどの薬草が数多く植えてあったといわれています。(薬園の面積は、五反六畝だった)

現在は、熱帯に生育するムクロジ科のリュウガン(樹齢三百年と推定)が残されているだけですが、この樹は、いまも直径一、五cm程の茶褐色の実をみわたせています。明治の終り頃までは、東京にあった島津邸へも献上されていたと伝えられています。薬園の「史跡」と「天然記念物」としての意義をあわせもつ大切な文化財です。

## リュウガン〔竜眼〕

ムクロジ科の常緑性高木。

葉は互生し、羽状複葉で、長さ一五〜四五釐、子葉は一〇釐外、多くは三〜六対つき、革質全緑で、長楕円形をなす。円錐花序は長さ二〇〜三〇釐で頂生または腋生し、花は黄白色を呈し、直径三〜六ミで一〇〇余個つき、花弁・萼とも五片に分かれ、芳香がある。雄しべは六〜一〇個、柱頭は二裂する。果実は球形または扁球形で、縦径二〜三釐、果皮は褐色を呈し、不鮮明・不規則な亀甲状の紋があり、もろい。四月に開花し、七〜八月に熟す。インド原産といわれ（ドリカンドル説）、現在では、東南アジア諸国・熱帯アメリカなどに広く分布する。繁殖は実生、共台の接木、取木法などによる。

果実を竜眼・桂円といい、食用にする。果肉のように見えるのは透明で液汁の大木肉質の仮果皮で、甘く、生食される。これを乾燥して黒褐色となったものを竜眼肉・福肉と称し、漢方で強壯・鎮静剤として、健忘症・不眠症などに用いる。

△長沢 元夫▽

（大日本百科辞典）

## 樹勢よみがえって！

山川町 施肥など若返り作戦

天然記念物  
リュウガン

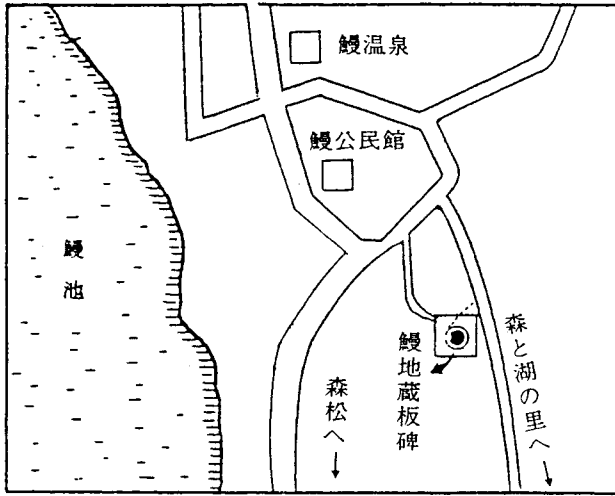
【指宿】指宿郡山川町福元にあるリュウガン（県指定天然記念物）は、長年の風雨で樹勢が弱まりピンチに陥っていたが、同町はこのほど樹勢回復処理を行った。

リュウガンは薩摩藩の「山川葉園」跡地に残っているもので、樹齢三百余年に達しているといわれている。不老長寿の薬として珍重されていたが、寒風や塩風にさらされて年々樹勢が弱まっていた。このため、同町は二月中旬からリュウガンの若返り作戦を実施した。

作戦は二回にわたって行われ、一回目は根周りの除草や余分な枝と枯れ枝を切断。その切り口には水がしみ込まないように融合剤を塗って処理。肥料・骨粉・発酵鶏ふんなどをまいた。二回目は三月初めに枝の切り口に銅板製のキャップを取り付けた。これらの作業は熱帯果樹栽培の専門家らの指導で進められたもので、長年リュウガンを山川町の誇りにしてきた町民らは「どうか元氣になってくれ」と祈っている。

（南日本新聞 昭和六十三年三月九日）

鰻地蔵板碑附近の地図



町指定  
有形文化財  
**鰻地蔵板碑**

(指定 昭和五十年一月二十四日)

鰻地蔵板碑は、南北朝時代の元徳四年（一三三二）年約六五〇年前）に造立され、「地蔵」を表現する梵字が刻まれています。かたわらの御堂にも、木像の地蔵菩薩一体が安置されています。

こうした地蔵信仰が、鰻地区に定着したのは、ここに「地嶽」があったためでしょう。今もなお、近隣の村人たちによる信仰あつちものがあります。

(特に、一月十五・十六日の地蔵さん祭の日)

また、この板碑には、北朝年号が使用され、この地が、北朝方の勢力圏だったことをうかがい知ることができます。

造型的には、関東の板碑によく似て、その古式を伝え、歴史上貴重な資料です。



板碑とは石塔の形態の一つに付与された名称であって、『碑』ではない。ここで取り上げる石碑は、『青石塔姿』の如く板状に作成された所謂狭義の板碑でなく、よしんばそれが角柱状であっても、頂部に山形と二条線（切り込み）、それに額部を有するものを『板碑』と称ぶことにする。碑でもなく、板状でもないものを板碑と称することに、甚だ抵抗を感じざるを得ないが、他に名称のない現況では止むを得まい。

板碑は石塔の中で独特の構造を持っている。それは、基礎を除けば塔身が一石で彫成されていることである。他の石塔類が数個の石より造成され、各部分を組み合わせ、積み重ねたものと対照的である。この特徴によって、板碑は他の石塔類のように崩壊しても各部分が散失することなく、個体としてその原状を保持し続けることができた。これは、板碑が他の石塔類に比べてその数が多く残存し、形態の比較観察を容易ならしめている要因である。板碑ブームといわれるほど、板碑の研究が盛んなのも、この特性がその背景の一つとなっているのであろう。

「薩摩国

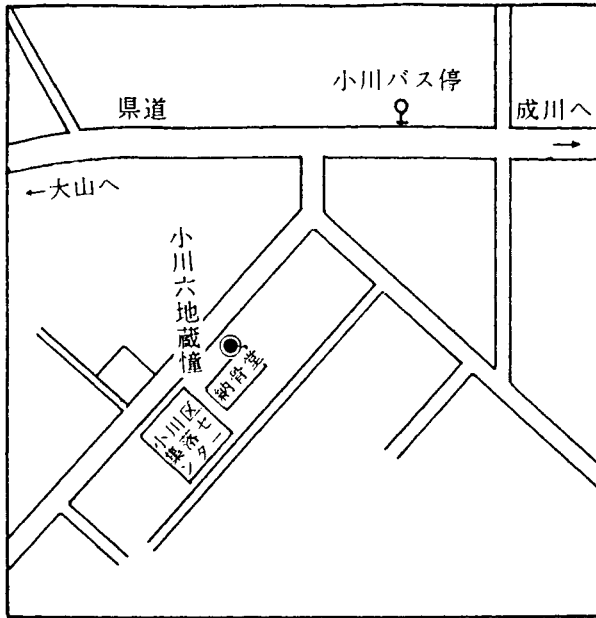
揖宿郡  
額娃郡

「石造塔婆考」

重永宰

著

小川六蔵幢附近の地図



町指定  
有形文化財

## 小川六地蔵幢

(指定 昭和四十九年七月十六日)

六地蔵幢は、六道を輪廻している衆生を救うものとして、室町時代に多く造立されました。

この幢には、小川の豪族とおもわれる法名「雲心浄秀上座」とその妻が、天文二十二年（一五五三年約四三〇年前）生前に「現世安穩」と死後の「安楽国への往生」を願う旨を記した銘文があります。

この幢は、幾百年の間、小川の村人たちが死者に対する供養として大切に保存してきたものであり、銘文・造型ともに当地方を代表する貴重な資料です。

- 一、所在地 山川町小川 小川墓地
- 二、形状 高二七・〇。宝珠亡失、龕部を一部欠損するもほぼ塔柱正面に銘がある。
- 三、銘文

伏以今月今日豫修善根功德<sup>雲</sup>心淨秀上坐并鏡山妙光大姉兩壽位於現世

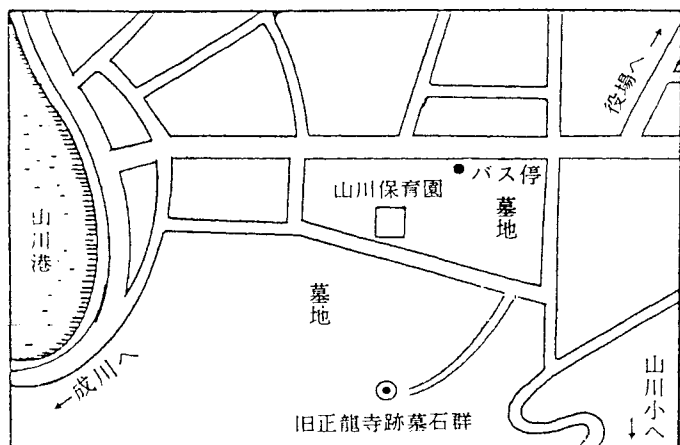
奉造立六地藏一基<sup>田</sup><sup>時</sup>天文二十二年三月如意珠日願主 敬白

壽命長遠子孫繁昌為<sup>□</sup><sup>□</sup>安穩或於後生必安樂國可往生者也

○伏以（ふしておもう） 現世（げんせ） 安穩（あんのおん） 後生（ごしょう） 安樂國（あんらくこく）  
くこく） 往生（おうじょう）

〔備考〕 宝珠は五輪塔の空風輪をコンクリートで着けてある。高さは基礎の地下の部分を含む。  
単位はセンチ。

旧正龍寺跡墓石群附近の地図



町指定  
有形文化財

旧正龍寺跡墓石群

(指定 昭和五十六年十月六日)

この旧正龍寺は、薩州山川海雲山正龍寺といい、山元氏が創建したといわれています。開基の年代は不明です。

明徳元年（二二九〇年約六〇〇年前）名僧・虎森和尚がまねかれて再建にあたりました。

その後、多くの名僧を出し、京都の儒家・藤原愷窩をも驚かす学問的水準の高さを誇り、薩摩文教の府とさえいわれました。

また、貿易港・山川港にはいる外国船の外交文書の授受にもあたっていました。そのために豊臣秀吉の検地による知行の没収をもまぬがれました。

しかし、明治二年の廃仏忌により、廃寺となりました。その時散逸したものを集めたのがこの墓石群です。



一、正龍寺について

正龍寺については、文献も少なく発見された墓碑類もごく一部にすぎないが、隣接地に徳雲庵・教主庵の両末寺が存在したこと、正龍寺関係文化財集積地にある鬼瓦などから想像するに、その規模構造は相当大きなものであったろうと思われる。が、ただちにこれを想定することは極めて困難である。

しかし、現地調査の結果、正龍寺跡には住持の墓石六基、位牌一基その他の和尚塔の墓石六基、地藏菩薩坐像一基、正龍寺宝珠付角柱石塔婆一基（山川町文化財）の外、横井坂に龍頭石、座禅石等が残っている。

二、正龍寺に残る同寺関係文化財

正龍寺は初代虎森和尚から三十二代約五百年に亘り、禅寺として同地に存在したが、現在残っている和尚等の墓碑は下記のとおりである。（調査時の所在場所）

記

(一) 前広済感應二十六世當山十四世愚山和尚

享保十六<sup>辛</sup> 三月念五日示寂  
亥  
（在：⑦無縁墓地）

(二) 當山二十五世逸道俊和尚禪師

文化十一年<sup>甲</sup> 八月二十四日  
戊  
（在：日高墓地左下）

法名 釈了佐 行年七十一

外 蘭 佐兵衛

明治三十三年旧十月廿一日

(三) 前任當山廿九世奥岳充和尚

天保四己年十月二日示寂  
（在：故外蘭為義氏が祭る木村  
重成一族と称する墓地）

(四) 前広済現正龍寺三十一世月宗和尚禪師

文久<sup>壬</sup> 二月二十四日  
戊  
（在：墓石・正龍寺入口地藏裏  
在：位牌・金生町萩原熊男氏  
祖先の納骨堂）

(五) 中岩庸和尚禪師

延宝<sup>丙</sup> 正月十三日  
辰  
（在：⑦無縁墓地）

(六) 毒屋宗香禪師 (在：㊦無縁墓地)

文政八<sup>乙</sup> 酉 九月二十七日 (一八二五年)

(七) 圓寂大圓知照禪師

(在：菱田墓地内)

寛保三戊十月十一日 (一七四三年)

(十四) 當山十九世儀山津和尚禪師

(在：㊦無縁墓地)

宝曆九<sup>巳</sup> 卯 八月十二日 (一七五九年)

(八) 當山留岳和尚

(在：菱田墓地内)

宝曆元年 (一七五一年)

(在：㊦無縁墓地)

三、他所に残る同寺関係文化財

(九) 東福第一座右山大寂公座元禪師

干時宝曆十二<sup>□</sup> 天五月十六日於京都寂 (一七六二年)

(一) 仁王像二基 年代不詳 安田幸三<sup>㊦</sup>衛門清実居士

(在：㊦無縁墓地)

という文字が向かって左

(十) 地藏菩薩座像

寛政八<sup>丙</sup> 辰 年正月十三日<sup>□</sup> (一七九六年)

側の仁王像の背面に刻ま

活道了快居士 四角の山川石に地藏菩薩像が

載っている。

(二) 薬師如来座像一基 天明八戊田孟冬吉辰 (一七八八年)

(在：旧士族墓地の奥)

(十一) 正龍寺宝珠付角柱石塔婆 (一五六七年)

永禄十年 (山川町指定文化財 在：教主庵)

(十二) 前廣濟當山十五世月岑公禪師

時<sup>□</sup>享保八<sup>癸</sup> 卯 歳孟正初二日 (一七二三年)

(在：菱田墓地内)

もともとこの薬師如来像は正龍

(十三) 雲 宗 塔

塀前

寺跡南山手の小高いところに安置されており、これを先祖が信仰していたが福島富士弥氏の祖母が現地に移したものである。在：金生町七十二福島宅玄関石

像の背面に次の文字が刻まれている。

奉彫薬師如来一軀  
□天明八戊田孟冬吉辰  
薩又山川正龍寺閑居宝門  
玄参

(三) 位牌

正龍寺前住実門真和尚禅師  
寛政改元<sup>巳</sup> 八月二十六日寂 へ一七八九年

西貞則氏が祖先から引き継いで  
今日まで仏壇において拜んで  
きた。木製。  
在：新生町六 西宅

(四) 正龍寺鬼瓦一基

年代不詳 (半壊 山川石)

(五) 正龍寺板碑一基

天文廿一年<sup>壬子</sup> 霜月十二日<sup>巳</sup> 施主  
敬白 へ一五五二年

板碑には次の文字が刻まれている。

日本薩又山陽湊有老人稱利□了貞矣

預修善根久発大願力自読誦大乘妙  
典一千部而今日伸供養者也

心井

賀雲妙慶大<sup>大</sup>姉預修善利読誦  
金剛經七千餘卷月日伸供養伏  
願現世安穩後生善処之故也

天文<sup>壬子</sup> 霜月十一日<sup>巳</sup> 施主  
敬白

(山川石)

〔注〕 二の一、四、十二の如く伊集院広濟寺の和尚と  
の交流がありまた二の九、の和尚の如く京都で客  
死しているものがあるのを見るに、正龍寺の和尚  
等が京都に留学して勉強に励んだことがうかがわ  
れる。

四、その他の同寺関係文化財

(一) 龍頭石

現在では横井坂井戸前の舗装道路下に埋まり、その一  
部が道路端に見られる。

大岩石で、その脇下から滝が落下し、僧侶達の修練の

場でもあったと伝えられる。

(二) 座 禅 石

横井坂の道路中間附近に大きい平な石があって、その上に、昔、坊さんたちが座禅をして修行したと伝えられている。

五、正龍寺の末寺

(一) 山川町福元徳雲庵

(二) " 教主庵

(三) " 大山正護寺

(四) " 小川遊世庵

(五) " 成川梅月寺

六、正龍寺の由来

薩州山川海雲山正龍寺は、小松平重盛の末葉、山本何某が創建したものである。

「山元根占を領していた時、ある日、山川と根占との間に船を浮かべ魚釣をしていたところ、大きな鯛を釣りあげ、この腹の中から黄金が出てきた。山元は、これを基にして山川に正龍寺、根占に東漸寺を創建し、夫婦共、髪を切り、夫は円妙・夫

人は知泉と号した。」

(根占名勝志)

現在、山元氏の子孫山元照久宅には、この夫婦円妙知泉の掛軸が残っているが、現在のものは昭和三十八年に複製したもので、昔のものと寸分違わないほどに出来ている。

昔のものは、今次大戦で防空壕で湿気のためぼろぼろになったため鹿児島市の田之浦の松井某先生にたのんで複製してもらい、同市仲町の今村表具師に表装し直してもらったものである。

(故山元康平氏言)

山元家には、祖父の代までは系図があったが、系図の紙を風を作るのに使用して、系図の態をなさなくなったため現在はない。

(故山元康平氏言)。

依って系図によって円妙知泉をたしかめる方策はない。

従って、正龍寺の開基年月日も解明できない。

一方根占の東漸寺跡も、根占北の小高い山の麓にあるが、今は竹林と化し、同町文化財標柱と二三の和尚の墓が残っているのみで、これまた開基年月日は不詳である。

根占には、山本姓が十数軒あるが、その子孫と言われる元大根占郵便局長宅を訪ね、円妙知泉の位牌の所在、系図の有無をたずねたが、知らないとの返事があったので、ここでも円妙知泉を確認することはできなかった。

正龍寺は臨済宗で本尊は阿弥陀如来を奉じ、明德元年(一三



九〇) 足利義満の時代、今から約六百年前、正龍寺中興の開山と称せられる虎森和尚が正龍寺に招へいされて、再建したといわれている。

虎森和尚は京都南禅寺の出身で、唐の国に渡り勉強せんと山川に来て便船を待っていたのであるが、便船に恵まれず、止むなく京都に帰ろうとしている際、知己の伊集院妙円寺(のちに鹿兒島福昌寺)の禅師、石屋和尚が、この高僧を京都に帰すことを惜しみ、時の藩主第八代島津元久公を動かして、知行をさげ、正龍寺を新たに造立して住持として迎え、爾来数百年の間、薩摩の文教の府として、また山川港の貿易港としての重要な役割を果たした。

島津元久公は、禅宗に帰依し、伊集院に広濟寺、鹿兒島に福昌寺を山川に正龍寺を造建し、虎森和尚を住持にした。

豊臣秀吉は、文禄元年(一五九二)朝鮮出兵の折、軍資金と食糧の調査を諸国に命じた。この年、細川幽斎に命じ、薩摩の検地を行い、多くの社寺が知領を没収されたが、細川幽斎は、正龍寺の知行は没収しなかった(三国名勝図会)。これは山川港が、明との重要な貿易港であるとともに、正龍寺がその業務を取扱っていたためと言われている。

明治二年 (一八六九) 廃仏き釈により廢寺となった。

明治二十二年(一八八九) 七月、真宗大谷派本願寺の説教

所が正龍寺境内に創設。

明治三十九年(一八九六) 一月二日、正龍寺を公称。

明治四十三年(一九一〇) 現在地、金生町七五に移転。木造平屋建。

昭和二十年 (一九四五) 八月十一日、戦災消失。

昭和三十八年(一九六三) 十二月、再建(鉄筋コンクリ

ート)。

〔注〕

① 山川町入舟町山元睦子氏宅には、昔から伝承された金銀紙製の画額がある。円妙を現わしたと見られる大黒様が、鯛の魚を小脇抱えて宝船を指さしている絵である。

(作成年代不詳)

② 正龍寺は、伊集院広濟寺の末寺である。

③ 虎森和尚は、京都五山南禅寺の塔頭で帰雲院の住持、蒙山和尚の弟子で、福昌寺の石屋和尚の師兄に当る。

④ 島津元久公が正龍寺を建立したのが、二十八才の時、応永十八年(一四一一)八月、四十九才で没し福昌寺に葬り、その位牌は正龍寺に安置された。(山川郷土史)これにより、正龍寺再建が二三九〇年であることと符号する。

⑤ 山本・山元姓は、根占・山川両地で使用されている。元来は同系の家族である。

七、正龍寺関係年代史

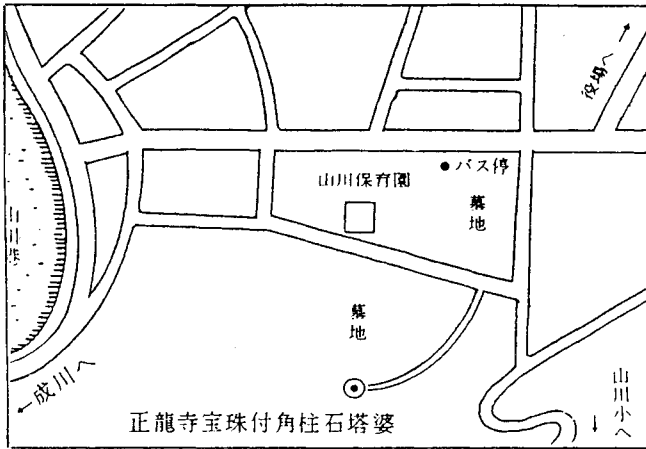
明德元年	(一三九〇)	正龍寺再建、虎森和尚住持となる。
応永十六年	(一四〇九)	足利幕府、島津元久を薩摩の守護職に補す。
応永二十年	(一四一三)	虎森和尚、指宿大圓寺にて死去。
応仁元年	(一四六七)	応仁の乱。
文明五年	(一四七三)	桂庵、明より帰国したが、京に帰れず薩摩に来る。
文明十年	(一四七八)	桂庵わが国に初めて程朱の学を伝う。
明応元年	(一四九二)	桂庵の門下生京都で研鑽。
文亀三年	(一五〇二)	〃
永正元年	(一五〇四)	郁芳(山川出身)正龍寺に来る。
天文十八年	(一五四九)	桂庵の門下生、殆んど正龍寺に来る。
天文廿一年	(一五五二)	ザビエル、山川港に来る。
永禄元年	(一五五八)	正龍寺板碑建立。 小川六地藏幢建立。
永禄十年	(一五六七)	正龍寺宝珠付角柱石塔婆建立。
天正四年	(一五七六)	成川板碑建立。
文禄元年	(一五九二)	豊臣秀吉朝鮮出兵。検地。細川幽斎田禄を収入せず、寺禄は、百八石余りありという。
文禄三年	(一五九四)	藤原惺窩、當山門得和尚より四書訓読本家法和点を繕写す。
慶長十三年	(一六〇九)	島津家久、琉球国を征す。山川港より軍船を出す。
元和四年	(一六一八)	慈眼公、山川に光臨。第八世文岳和尚即興の詩をつくる。
寛保三年	(一六四三)	圓寂大圓知照禅師死去。
延宝四年	(一六七六)	中岩庸和尚禅師死去。
享保八年	(一七二三)	十五世月岑公禅師死去。
享保十六年	(一七三一)	十四世愚山和尚死去。
宝暦元年	(一七五一)	當山留岳和尚死去。
宝暦九年	(一七五九)	十九世儀山津和尚禅師死去。
宝暦十二年	(一七六二)	東福第一座右山大寂公座元禅師、京都において客死。
天明八年	(一七八八)	薬師如来座像建立。
寛政元年	(一七八九)	実門真和尚死去。
寛政八年	(一七九六)	地藏菩薩座像、建立。

文化十一年	(一八一四)	廿五世逸道俊和尚禪師死去。
文政八年	(一八二五)	雲宗塔建立。
天保四年	(一八三三)	廿九世奥岳和尚死去。
文久二年	(一八六二)	三十一世月宗和尚死去。
明治二年	(一八六九)	廃仏き釈。廃寺。





正龍寺宝珠付角柱石塔婆附近の地図



町指定  
有形文化財

正龍寺宝珠付角柱石塔婆

(指定 昭和四十九年七月十六日)

正龍寺宝珠付角柱石塔婆には、阿弥陀三尊・釈迦三尊・金胎大日如来とを彫出した薬研彫の梵字（種子）が刻まれています。

銘文によれば、□源上人なる人物が、戦国時代・永禄十年（一五六七年約四二〇年前）山川に来て、二十一日間逗留し、多くの人びとを集めて念仏講をおこなったことが理解されます。

この塔婆は、当時の信仰の実態を偲ばせるだけでなく、「池田隼人助夫婦」と「網屋与染左衛門允夫婦」という経済的支援者の俗名を明記し、かつ造型上からも貴重な資料となっています。

### 正龍寺宝珠付角柱石塔婆銘文等

- 一、所在地 山川町福元(山下) 正龍寺墓地
- 二、形状 高一六四・五。宝珠の一部を少欠しほぼ完形。四面に銘ある。
- 三、銘文 (第一面)

永禄十年丁卯七月日  
奉唱満六字名号一十洛又遍  
當所三七日逗留中諸衆結縁畢  
 源上人敬白

屋舎大旦那池田隼人助夫婦  
榮光

不  
 不

(第四面)

塔婆之旦那納屋与柒左衛門允  
道園 妙貞

○唱満(しょうまん) 逗留(とうりゅう) 諸衆(しよしゅう)  
 結縁(けちえん) 六字名号(ろくじみようごう) 洛叉(らくしゃ)  
 上入(しょうにん) 屋舎(おくしゃ) 旦那(だんな)

○種子は

(第一面)

サ(sa) 観音菩薩

キリク(kirik) 阿弥陀如来

サク(saku) 勢至菩薩

(第二面)

バーンク(vāṅk) 金剛界大日如来

(第三面)

マン(man) 文珠菩薩

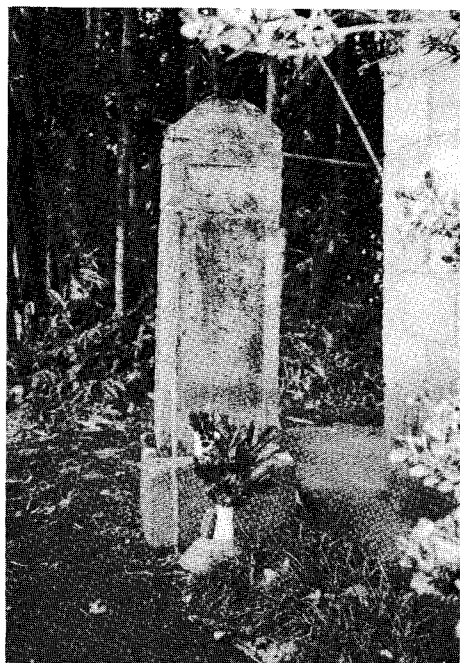
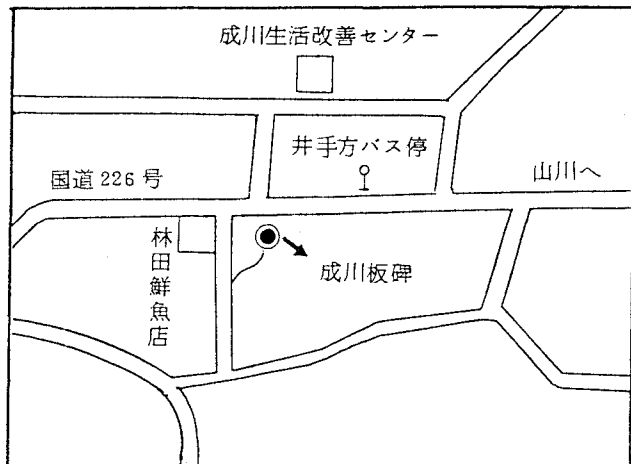
バク(bhak) 釈迦如来

アン(āṃ) 普賢菩薩

(第四面)

アーンク(āṅk) 胎藏界大日如来

板碑附近の地図



町指定  
有形文化財  
**成川板碑**

(指定 昭和四十九年七月十六)

成川板碑のある高台は、鳴河を治めた鎌田氏居城の跡と伝えられ、「西殿」と呼ばれています。今もなお、「から堀」の跡がのこされています。

銘文によりますと、戦国時代・天正四年（一五七六年約四一〇年前）鎌田政成が、西国三十三ヶ所の観音の霊場を巡礼したことが理解されます。群雄割拠の戦国の世に、遠く近畿地方にまで巡礼した政成の信仰の深さがしのばれます。

当地方におけるこの時代の板碑は、ほとんど角柱型ですが、これは、関東の板碑によく似て薄型です。当時の信仰の状況と造型の研究上貴重な資料です。

資料

西国三十三所 近畿地方を中心に点在している三十三か所の観音を巡礼する霊場のこと。観音をまつてある霊場ごとに巡礼札を納めるので三十三所札所、西国札所ともいい、西国三十三観音ともいう。三十三という数字は観音の三十三身説にもとづいて名づけられた。

観音信仰が平安時代末から民間信仰のなかで大きな位置を占めるようになって以来、霊場巡礼が行われたようであるが、室町時代からは一般人の巡礼が盛んになった。しかし当時はまだ霊場の順位も場所も一定しておらず、江戸時代になってほぼ一定した。長谷寺の開祖といわれる徳道が広めたことになっているが、巡礼は盛んにならなかった。二七〇年ほどのちになって花山上皇が巡礼されてから、しだいに隆盛になったという。各霊場には一首ずつ御詠歌があつて、巡礼者はそれを唱え、信心を奮い起こす助けとした。

第一番の那智山は日本における普陀落信仰の中心であり、経塚の発掘物も多く、第一番に定着した理由ももうなずける。第五番葛井寺の本尊、千手千眼観音は木心乾漆像で、天平時代末の国宝として著名。第六番壺坂寺は『壺坂靈験記』で知られ、第八番長谷寺は真言宗豊山派の総本山として、文化財を数多く有し、花の寺として有名であり、同寺の徳道が西国三十三ヶ所の開祖ともいわ



数字は下表の札所の順位を示す

れることから、第一番の霊場とすることもあった。

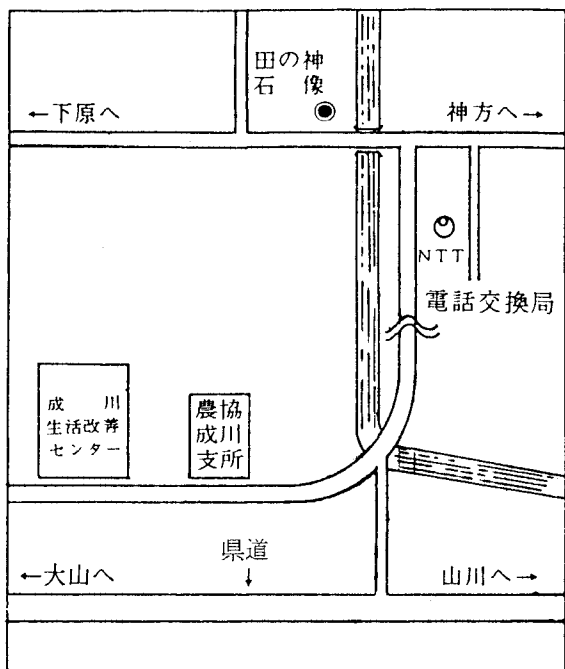
第十三番石山寺は紫式部をはじめとする文学作品と密接な関連を持ち、第十四番園城寺は三井寺の晩鐘として三名鐘の一つとされ、大江八景にも数えられる景勝の地である。

第十六番清水寺は「清水の舞台から飛び降りる」というように舞台造として知られ、第十七番の六波羅密寺の空也像は肖像彫刻の代表として有名。番外に発起院、元慶寺、花山院があり、徳道や花山上皇ゆかりの寺である。その後、関東には坂東三十三所、秩父三十三所（実際は三十四所）ができ、全国百箇所観音となりますます観音信仰は民間にひろまった。

万有百科大辞典 哲学宗教編 P 210

△石上善応▽

田の神石像附近の地図



町指定  
有形文化財  
**田の神石像**

(指定 昭和五十六年十月六日)

この田の神像は、明和八年（一七七一年）に成川下原の二才中が造立したものです。

二百年をへて、シキをかむった表情が、かすかに偲ばれます。

短い上着にタスキをかけ、下着は裁着け袴をつけています。右手には、小さなメシゲ、左手には、団子ふうの物をのせています。薩摩地方に多くみられる田仕事姿の田の神像です。おそらく、成川の開田事業をおこなった時の水田稲作の守護神として作られたものでしょう。

均整のとれた安定感のあるこの像は、古い田の神像の南限を示すものとして貴重なものです。

## 一、「田の神」石像

田の神石像は、南九州以外の地方ではみられないものである。鹿児島県と宮崎県の旧薩摩藩領内にだけに分布している。

十八世紀初頭から作られ初め、十八世紀から十九世紀の初めまでは特に本格的な制作が盛んであったことが考えられる。

薩摩では十七世紀の終わりから十八世紀の初めにかけて、本格的な開田事業が盛んに行われた。灌漑用水路・井堰・溜池などの大工事によって大きな水田が次々と生まれてできた。田の神石像はそうした時代にその水田稲作の守護神として作られ始めたと考えられる。

田の神石像は初め仏像・神像として出発し、時代と共に多くの変化を生んだと思われる。

## 二、下原の「田の神」石像概要

○所在地 山川町成川下原

ここに「田の神」石像二体が並立しているが今回対象としているのは右側の石像である。

○管理者 入佐カエノ（成川九三七）

○材質 山川石

○造立年代 昭和八年（一七七一年）

○刻銘 背後の支え石上胴部にあり

下原 前蘭 □

二才中 山川 三四郎

昭和八年 八十二作之

三月吉 井手

## 三、考察

山川町特産の山川石（凝灰質安山岩）で作られている。山川石の特徴は明るい黄色であることと、軟質で刻み安いこと、そして刻んだ表面が硬化して風化しにくくなることである。田の神の石としては倒したり、ぶっついたり損傷が付き易いのが欠点だが、色が美しいので指宿山川地方には山川石の田の神が三十体ほどあり、下原の田の神はその代表作である。

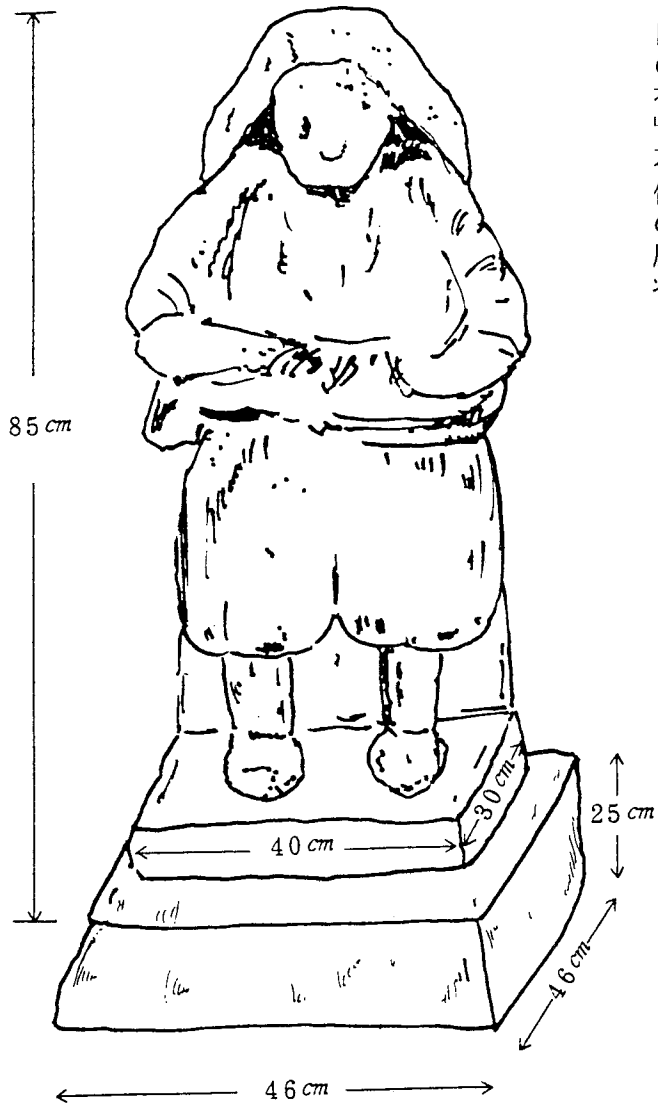
シキを被った顔の表情は、まだ少々残っている。短い袖の上着にタスキを掛けており、下衣は裁着け袴の大きいものをつけている。

右手には小さいメシゲ、左手には団子ふうのものをのせている。均整のとれた安定感のある姿勢で、損傷を受ける前の立派

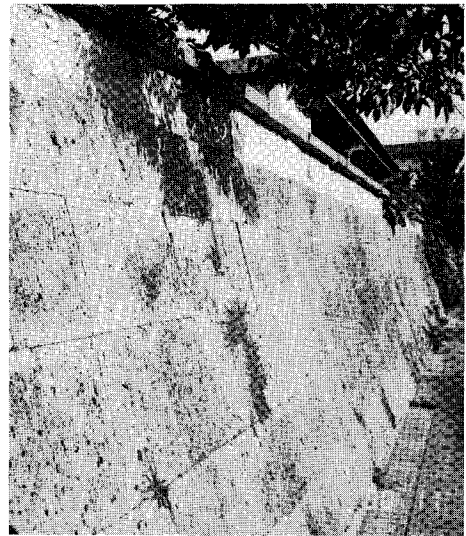
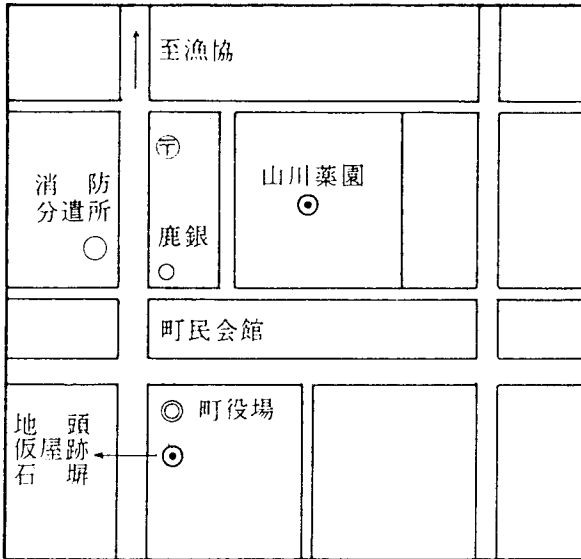
さがしのばれる。薩摩半島の先には田の神の数は極めて少ない。田の神文化が南の端には充分ゆきわたらなかったということであろう。この田の神は古い田の神の南限である。

参考文献「タノカンサア百体」小野 重朗著

#### 四、下原の「田の神」石像の原状



地頭仮屋跡石塀附近の地図



町指定  
有形文化財  
**地頭仮屋跡石塀**

(指定 昭和五十六年十月六日)

ここ町役場庁舎をとりかこんでいる石塀は、地頭仮屋時代のものです。

地頭仮屋とは、江戸時代に山川郷の政治をつかさどっていた役所です。噺・横目・組頭の三役がおかれていました。

噺は、郷士年寄ともよばれ、郷内全般の政務をつかさどっていました。横目は諸務取次、検察訴訟にあたり、また組頭は、郷士の指導と仮屋の警備にあたっていました。

現在、北側と南側は、ほとんど原形を留めています。せんが、東側と西側は大部分が残っています。明治初年に地頭職制が廃止されてからは、軍政所・学校と変遷をへて今日にいたっています。



## 一、山川郷の創設

天正二十年（一五九二）指宿郷の管轄であった山川村成川村の二ヶ村を分割して一郷となし新たに山川郷を創設する。

正保四年（一六四七）大山村を頼娃郷より山川郷に編入する。  
慶安三年（一六五〇）岡兒ヶ水村を頼娃郷より山川郷に編入する。

天正二十年（一五九二）山川郷福元に麓を置き地頭仮屋を設け地頭を置く。

地頭仮屋に噺（郷士年寄）横目、組頭の三役を置く。

噺（郷士年寄）は郷内全般の政務を掌り代々数名が任命されたが、山川郷は初代から三代までは一名、四代目から二名乃至四名が任命されている。

横目は諸務取次および検察訴訟の事に当った。

組頭は郷士を数組に分けてその頭役であるが、郷士教導と仮屋の警備に当った。

右三役の下に郡見廻（農事の監督指導および夫役の事を掌る）、竹木見廻（竹木の植栽や保護の監督）、山見廻、柵楮

見廻（柵や楮の植栽の指導監督）、道見廻、立山見廻、溝見廻、神事見廻、高張方、口事聞役、捕締方、津口番役、浦主取、船大工主取、鍛冶主取、衆中触役、唐船通事、番所在番役等があり、また郷士中から庄屋、浦役を選んで村や浦を支配させた（山川郷史）。

〔註〕(1) 外城制度

寛永十六年（一六三九）の調査に依れば、薩摩藩を一三の区画に割りそれぞれ地頭仮屋を設けその周囲に麓という武士集落を作ってその地域の行政を管轄させ、一朝事あるときはそのまま麓の郷士で軍団を形成してそれぞれの地頭の指揮にしたがう仕組である。

鹿兒島城下五千の士族（薩摩藩士族総戸数約四万六千戸）の外の士族は、すべて外城の麓に居住させて郷士として農耕による自活をさせた。

これら一三の外城に対して藩主の居城は慶長七年（一六〇二）以降は鹿兒島の鶴丸城に定まったが、これは「館造り」で、天守などというものもない極めて小規模なものであった。

島津家十七代の義久について次のエピソードが記されている。（薩摩旧伝集）

「あるとき龍伯公御側の集へ仰せられ候うは、城はいらぬ者也、尤堀堀等は之無候とも事かかぬ也、士ほどよ

き堀は之無候と御意遊ばされ候」

天明三年（一七八二）外城は「郷」と改称し、郷士は外城衆中（山川衆中）と唱えた。外城は軍事目的からだんだん行政目的に移行して行ったが、地頭も寛永以後（一六二四）は「掛持地頭」といって数郷を掛持ちして城下に常駐し、任期中にせいぜい一回ぐらい任地に足をふみ入れれば良いことになり、郷政は郷役人に任せられ、重要事項の裁断については郷役人が城下に出て地頭の指揮を仰ぐようになった。

（山川郷士史、昭和五十五年三月号歴史手帖所蔵の原口虎雄氏「薩摩外城制度と麓」）

〔註〕(2) 噺（あつかい）の名称の変遷

外城の首長の名称は天正二十年（一五九二）以来「噺（あつかい）」と称し、天明三年（一七八三）に郷士年寄と改称された。慶応元年（一八六三）には、再び噺の旧称に復した。

（原口虎雄 鹿児島県の歴史）

## 二. 山川地頭制度の変遷

(1) 地頭職は初代鎌田寛柄から五十一代椎原孝助まで任命されている。

(2) 五十一代椎原孝助在任中

(イ) 明治四年（一八七二）七月 廃藩置県により郡県制度に

変更地頭職廃止

(ロ) 同 五年（一八七二）一月 郡長に任命

山川郷郡治所設置

喜入、今和泉、指宿、山川

穎娃、知覧、南方、勝目の

八郷を管轄

(ハ) 同 六年（一八七三）一月 右大区長に改称

(3) 同 九年（一八七六） 今和泉指宿山川区長に任命

(4) 同十二年（一八七九） 給黎指宿穎娃川辺郡の郡長

任命

知覧（給黎郡）に郡役所を

置く

(5) 同二十年（一八九七）

指宿、穎娃、山川、今和泉、

喜入の五ヶ郷をもって一郡

となし新たに指宿郡長を任命

(6) 大正十五年（一九二六）

指宿宮ヶ浜に郡役所を置く  
郡役所廃止  
（山川郷土史、山川町史）

### 三、地頭仮屋跡使用の推移

(1) 明治 三年（一八六九）

噺、横目、組頭の職制廃止  
郷常備隊編成

地頭仮屋を軍政所と改む

山川郷学校（士族の子弟）  
創立

（士族の子弟）

(2) 同 四年（一八七二）

廃藩置県により郡県制施行  
地頭職廃止

(3) 同 五年（一八七二）

山川郷郡治所設置  
郷常備隊解散

戸長副戸長制施行

(4) 同 十一年（一八七八）

山川郷学校を山川小学校と  
改称

(5) 同 二十年（一八八七）

山川小学校を山川尋常小学  
校と改称

(6) 同二十二年（一八八九）

市町村自治制施行（山川郷  
を山川村と改称、福元、成

(7) 同二十四年（一八九二）

川、大山、岡児ヶ水の四区  
を置く

(8) 同 三十年（一八九七）

山川尋常小学校を山川尋常  
高等小学校と改称

(9) 同三十四年（一九〇一）

山川高等小学校創立  
山川尋常高等小学校を葉草  
園跡に移転

(10) 同四十二年（一九〇九）

山川高等小学校を山川尋常  
高等小学校と合併、高等科  
は地頭仮屋跡に残す

(11) 昭和 三年（一九二八）

山川村庁舎を現消防分遣所  
南隣駐車場から現町庁舎所  
在地（地頭仮屋跡）に移転  
高等科も葉草園跡の尋常高  
等小学校に移転

(12) 同 五年（一九三〇）

町制施行（一月一日）

(13) 同 二十年（一九四五）

山川町庁舎戦災により焼失  
山川町庁舎再建

(14) 同二十一年（一九四六）

町議会議事堂竣工  
山川町庁舎（鉄筋コンクリ  
ート竣工）

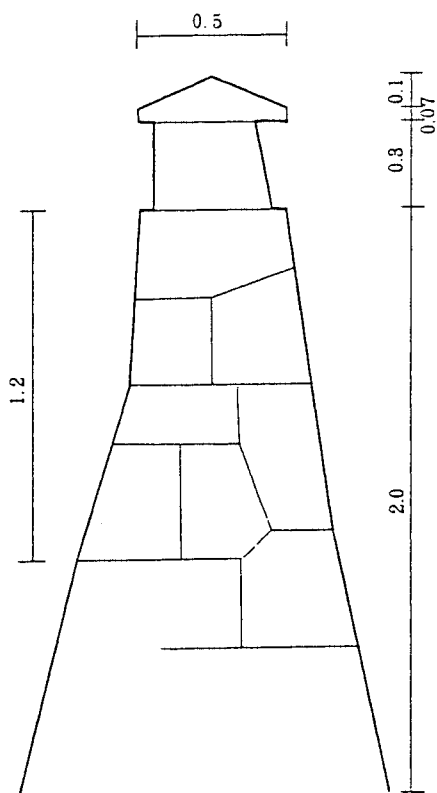
(15) 同二十八年（一九五三）

同三十一年（一九五六）

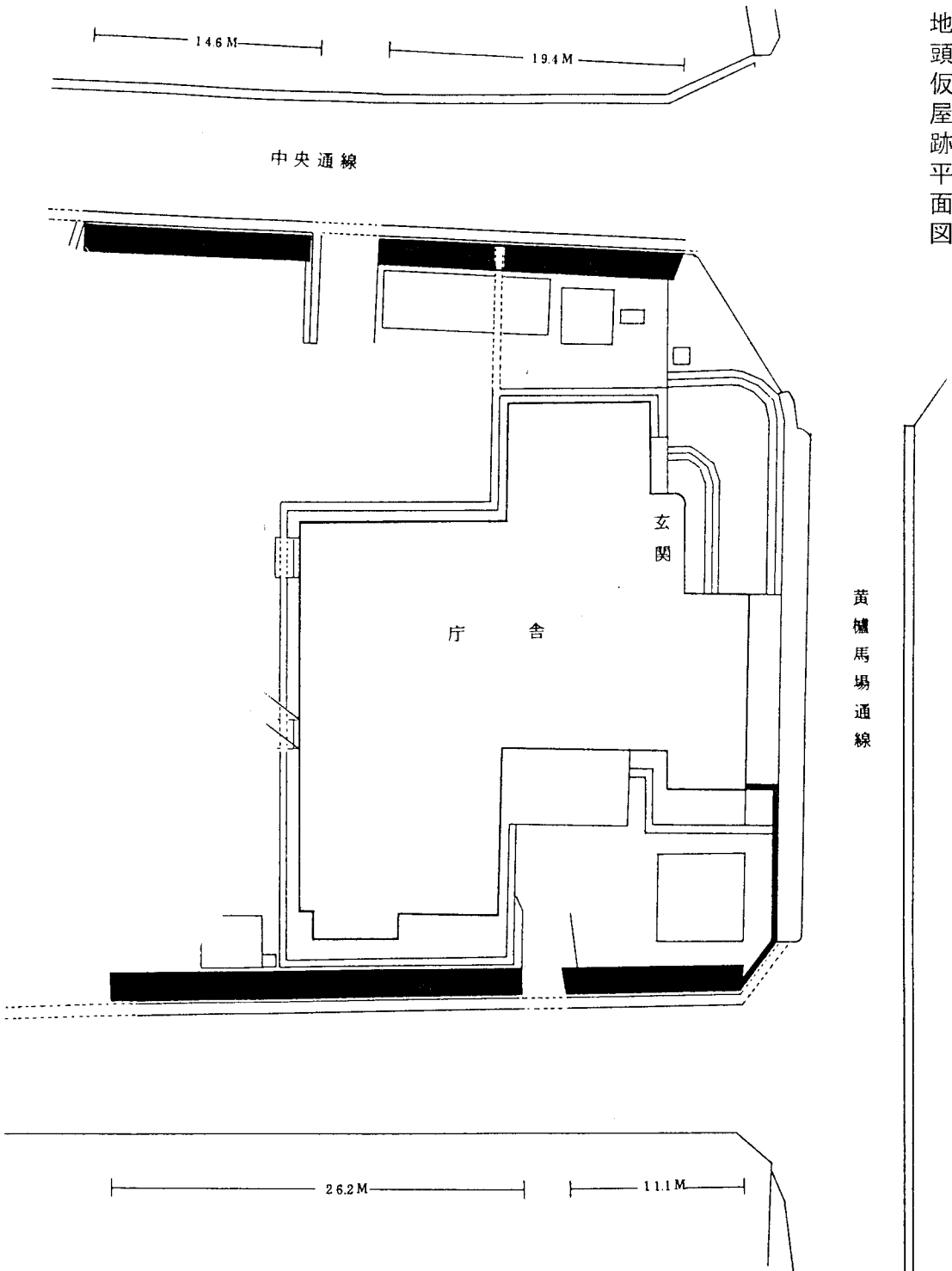
四、地頭仮屋跡の現状

地頭仮屋跡には、現在、町役場庁舎が建っている。地頭仮屋の石塀は北側と南側は殆ど原形を留めていないが、東側と西側は大部分が残っている。

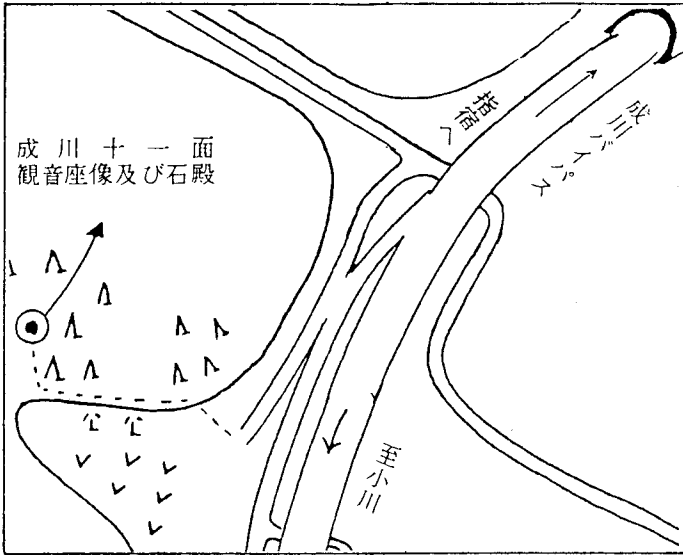
山川石の石塀に囲まれた町庁舎の敷地は一八七・九二平方メートルである。役場の裏の内庭に山川石の手洗鉢（高さ九八cm直径四四cm）が一基残っているが、これは地頭仮屋時代からのものと思われる。



六地頭飯屋跡平面図



成川十一面観音座像及び石殿附近の地図



町指定  
有形文化財

成川十一面観音座像及び石殿

(指定 昭和六十年十月二十四日)

この観音及び石殿は永禄九年（一五六六年四二〇年前）鎌田政成によって造立されました。

杉木立の中にひっそりと立っているこの石殿は、高さ約百四 cm、屋根の正面と軒に銘があります。この石殿の中には仏像を彫出した板石をおさめています。

観音は、板石に薄肉彫でほられており、左脇に銘があります。（板石の高さ約四十三 cm 幅約三十 cm）像の高さは約三十八 cm で、両手にそれぞれ蓮華を持つておられます。

なお、板石の銘「永禄」の「禄」は緑の「水」を欠いています。なぜこのように彫られているのか明らかではありません。

銘文の解読とともに、今後の研究がまたれるところです。

資料

一、所在地 山川成川大坪一〇一六の二

二、土地所有者 谷口隆 山川町成川九八六

三、形状

(1) 石殿 高一〇四・五センチ、完形。屋根の正面と軒に銘がある。基礎、石室、屋根より構成され、石室の中に仏像板石を納める。

基礎の高さ二〇・〇センチ、幅六九・〇センチ、奥行は後部が崖に埋まって計測できない。石室の部分は側壁（左右と後面）を三個の板石で囲い、正面に扇形の板石をはめる。

石室の高さは中央で四二・五センチ、幅四八・八センチ（内部三九・五センチ）奥行三八・〇センチ（内部三三・三〇センチ）三四・〇センチ）周囲の板石の厚みは六・〇センチ、石室の中に基礎石を二・五センチ彫り窪めて、仏像板石を立てる。

寄棟造りの屋根は高さ四二・〇センチ、最大幅六八・〇センチ、奥行五〇・〇センチで、軒口の厚みは八・〇〜九・〇センチ軒裏に一重の榿型（厚み二・〇センチ）を設ける。

(2) 十一面観世音座像、板石の薄肉彫で左脇に銘がある。

板石は高さ四三・五センチ、幅は上二九・〇センチ、下三一・七センチ、厚さ一四・〇センチ、中央に、像高三八・〇センチの両手に夫々蓮華を持ち、彫刻の手法は素朴である。

板石の銘「永禄」の『永』は「水」を欠くが、なぜこのように彫られたのか詳らかでない。

文（屋根）

奉	十一	面	観	音	建	立	願	主
藤	原	朝	臣	鎌	田	但	馬	守
法	名	松	月	宗	鶴	居	士	
東	善	坊	三	七	日	此	令	瀧
一	日	三	度	瀧	被	祈	成	就
之	時	成	川	中	門	水	懸	候
永	禄	九	丙	寅	三	月	朔	日

（軒横書） 十一面 （仏像板石） 千時永尹

五、俗 称 タツノカンサア、ハノカンサア  
六、考 察

この十一面観世音の石殿並びに座像は、中世の作例であり、しかもほぼ完存している。これは山川町の歴史資料としての価値がきわめて高いと考えられる。

なおこの十一面観世音座像並びに石殿は、先に町文化財に指定された成川板碑より十年前に、同一人物により造立されたものである。

七、参 考

銘文を訓読すれば、「十一面観音を建立し奉る。願主は鎌田但馬守、法名松月宗鶴居士、東善坊をして三・七日この瀧にこもらしめ、一日 三度づつ瀧に祈らる。成就の時、成川中門に水かかり候なり。

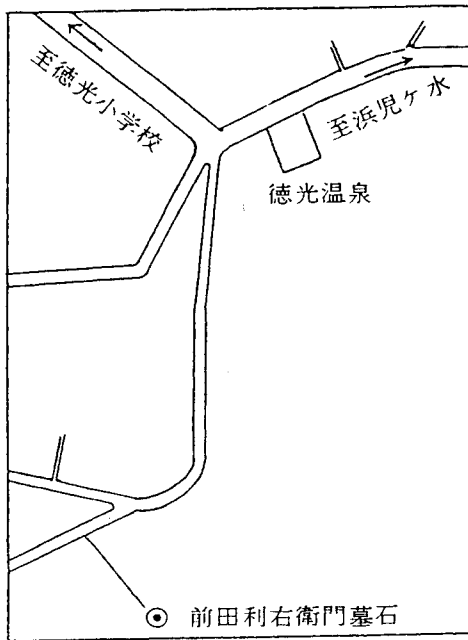
永禄九丙寅三月朔日」となる。(一五六六)



十一面観世音石殿



前田利右衛門墓石附近の地図



町指定  
有形文化財  
前田利右衛門墓石

(指定 昭和六十年十月二十四日)

この墓石は、享保四年（一七一九年二七〇年前）に造立されました。

前田利右衛門は宝永二年（一七〇五年）、琉球から始めて甘藷の種子芋を内地にもたらし、岡児ケ水に植えつけました。その後、しだいに国内にひろまり食用として多くの飢餓を救いました。

その功績をしのび、多くの人が調査研究に訪れますが、今残されているものはこの墓石だけです。

また墓石のかたわらに設置されている河野・佐々木両家による頌徳碑も利右衛門の事跡を知るとともに、両家と利右衛門との関連をしのばせる大切な資料です。

## 徳光神社

## 一、徳光神社の概要

徳光神社は、鹿児島県にサツマイモを伝えた前田利右衛門をまつる神社である。

利右衛門は、岡見ケ水の漁師であったが、今から二百八十年程前の宝永二年（一七〇五）、琉球に渡った。その時、土地の人々が珍しいものを食べていたので、その種を持ち帰った。それがイモだったという。

イモのそもそもの原産地は、アメリカである。アメリカ大陸を発見（一四九二年）したコロンブスが、まず、このイモをヨーロッパに持ち帰った。やがて、ヨーロッパ人が東洋に進出するや、そのイモは、フィリピンから中国、そして琉球へと伝えられた。そのイモが、利右衛門によって、山川にもたらされたのである。その頃、人々は、中国を「唐の国」と呼んでいたので、この地の人々は、そのイモを、唐の国のイモ―「カライモ」と呼んだ。

このカライモは、山川の人々にとって食糧革命をおこすほどのものであった。というのは、この地は、たび重なる開聞岳の爆発によって、まったくの火山灰土壌と化し、アワ、ソバなどの雑穀しかできなかったからである。また、ここは、台風の影響地帯でもあったので、そういう雑穀類も、強風によってフィイになることが少なくなかった。したがって、火山灰に強く、台風にも強いこのカライモは、山川の人々にとって、まさに心強い生命綱だったといえよう。実際、江戸時代には、幾度となく飢饉があり、全国的に多くの人々が亡くなった。しかし、山川の人々は、カライモのおかげで、その犠牲を最小限に食い止めることができたのである。

もっとも、イモの伝来については、諸説がある。しかし、民間人が持ち帰ったということ、そして、実際に栽培したということ―この二点で、前田利右衛門の右に出る人はいないといっている。

## 二、文 書

### (1) 三国名勝圖會より

#### ― 利右衛門甘藷の功 ―

利右衛門は、大山村岡児ケ水浦の漁戸なり。土人の伝へに宝永二年乙酉の年、甘藷を盆に植えて琉球より携へ歸る。是より甘藷漸く諸方に広まり、人民其利益を蒙ると云ふ。利右衛門、宝永四年丁亥七月五日死す。墓は、當村堂之間に在り。其裔孫何の比にか絶えてなし。村民、利右衛門が甘藷を伝えしを徳とし其の墓を掃除し花水を供う。(中略) 享保十七年壬子の歳、海内甚だ飢饉し、諸州、餓死多く、特り本藩は甘藷を貯うるに頼て死する事を免る。於是命ありて、江府へ上られければ、安房上総等の地に、種させ玉ひ廻ち薩摩芋と唱ふとぞ。

青木敦書の著せし書に、蕃藷は、享保十九年養生所の墾地に試作され、其後関東の島々へ渡されしが、貯へ様悪しくして其種子腐りしに、薩摩の人、島に在て貯し様を精しく教へ、大いに作得を習ひしと見えたり。今は、西南の暖地に限らず、北越の国々まで尽く種子を蔵るの法を知り、遅く種て、早く掘り取り、大に民食の食となり、遍く天下の利となる。是、利右衛門が功許多といふべし……。

### (2) 山川郷土歴史第二編より

#### ― 甘藷翁事歴概要 ―

皇朝百十二代東山天皇の御宇、旧幕府徳川五代將軍源朝臣綱吉公の治世に方りて、吾が薩隅日三州の藩主兼琉球國主、島津家二十一代從四位下左近衛中將松平薩摩守源朝臣吉貴公の治績に係る。茲に薩摩國揖宿郡山川郷岡児ケ水の農民にて、其の身は乗船業水手稼の一人、姓は前田、名は利右衛門と号す。其祖先出所不詳。時しも宝永二年乙酉の歳、当人が琉球より三顆の甘藷實を盆栽し来れり。因て本人は、其の甘藷の実を自ら園圃に試培し、生産したるに始

まるとのこと。距今實に星霜貳百拾壹年を経過せり。

然るに、本人利右衛門翁には、宝永四年丁亥七月五日、本船が琉球より上帆の際、山川岡兎ヶ水沖合に於いて、其当日逆風の為めに吹離されて行衛知れず。沈没溺死の不幸に遭遇すと伝う。

距今星霜幾んど二百九年なり。故に七月五日を以て死亡せる忌日と定むる事とはなれり。翁は、其時父子共に船に乗りて死亡せるを以て、翁の實弟なる前田常右衛門存在して、利右衛門翁の名跡を相続せるに到る。初祖利右衛門以降、其代の乃世系は……

初代

利右衛門 父 | 某子

二代

常右衛門

利右衛門の實弟にて其隣りに家宅を設けしが、利右衛門の家に帰らざるより、同屋敷を併せて今の畷五郎に至る。

三代

良右衛門

享和二年壬戌七月十三日死

四代

五兵衛

文政四年辛巳五月八日死

五代

清七

天保四年癸己五月廿五日死

六代

前田清左衛門

明治廿三年庚寅一月廿八日死

七代

前田畷五郎（利右衛門と改む）

大正三年甲寅八月十一日死

甘藪翁の墓

翁の墓は岡兒ヶ水堂の間墓地に在り其正面に次の文字が刻されている。

享保四紀天 一翁祖元居士 七月五日
-------------------------

褒 状 (寫)

第二回内國勸業博覽會

蕃 諸

鹿兒島縣

薩摩國穎娃郡岡兒ヶ水村

前 田 清左衛門

祖先移伝ノ種苗ヲ繼續培養シ以テ今日ニ至ル而シテ品位モ亦佳良ナリ栽培ノ勞少シトセス頗ル嘉スベシ

審 査 官

岡 毅 印

”

若 林 高 久 印

”

永 根 平 教 印

審査部長從五位勲五等

田 中 芳 男 印

審査副長從四位勲四等

九 鬼 隆 一 印

審査總長正四位勲二等

佐 野 常 民 印

右ノ薦告ニ抛リ之ヲ褒賞ス

明治十四年六月十日

内國勸業博覽會事務總裁

二品勲一等

能 久 親 王 印

### 三、碑文

甘藷翁の頌徳碑は、三基建てられているが、いずれも漢文であるので、先に仮名交り文に書き下し、後に原文を掲げる。

#### (1) 墓前碑文

##### △仮名交り文▽

利右衛門は、山川邑児箇水の人なり。父子乗船を以て業となす。嘗て路に颯に値ひ、舟覆り、父子溺れて返らず。其の未だ溺れざるに当り、一甘藷を琉球より得て、之を場圃に植え、蕃衍蔓生す。戸毎に伝へて植え、民以て糧となす。近世、畜に本邦に樹芸するのみならず、施して他邦に及ぶ。人民多く之に頼りて、凶歳の患無きを得る所以のもの、実に利右衛門の功なり。

不幸にして、子孫に其の祀を奉ずる者無し。邑民追悼し、為に墓を建て祭を致す。其の歿せしより星霜既に百二十八年を経たるも、土人今に至るまで呼びて甘藷翁の塚となす。然り而して墓誌湮滅し、法號且に不詳ならんとす。詣る者、これを憾みとす。是に於いてか、碑を墓側に建て、其の略状を録し、繋ぐるに銘を以てす。銘に曰く、噫甘藷翁、罔極の恵、遺は邑民に在り。魂を招き祭を效す。魂それ之を享けよ。老少皆詣る。生、不幸なりと雖、芳を百世に流す

弘化三年丙午五月五日

山川

佐々木 廣 謙  
河野 通 直  
敬撰

##### △原文▽

利右衛門山川邑児箇水人也父子以乗船為業嘗路値颯舟覆父子溺不返當其未溺得一甘藷於琉球而植之於場圃蕃

衍蔓生每戸傳植民以為糧近世不啻樹藝本邦施及他邦所以得人民多賴之而無凶歲之患者實利右衛門之功也不幸無子孫奉其祀者邑民追悼為建墓致祭其歿也星霜既經百二十八年土人至乎今呼為甘藷翁塚然而墓誌湮滅法号且不詳詣憾焉於是乎建碑於墓側而錄其略狀繫以銘銘曰

噫甘藷翁罔極之惠 遺在邑民招魂效祭

魂其享旂老少皆詣 雖生不幸流芳百世

弘化三年丙午五月五日山川

佐々木廣謙

河野通直 敬撰

(2) 甘藷翁碑銘

△仮名交り文▽

甘藷の人を養うは五穀と等し。夫れ天に水旱有りて而して五穀に豊歉有り。地に肥磽有りて五穀其の宜しきを異にす。唯甘藷は土中に在りて水旱を知らず、其れ之を種うる。荒瘠付鹵の地と雖、宜しかざるはなし。歳、凶荒に値ふと雖、民飢餓の患無き者は、甘藷に實に之れ頼るなり。是則ち、甘藷の功、時有りてか、五穀に勝るなり。古は、凡そ民に功あるものは必ず之を祭る。故に蜡乃祭は、主として齋を先にして祭る。司齋は猫虎の類と雖、其田鼠豕を食ふものは則ち迎へて之を祭る。然らば即ち始めて甘藷を種うるの人、其れ祭ることなかるべけんや。始めて甘藷を種うる者は、誰ぞ。昔、宝永二年、薩摩山川邑児ケ水村の民に利右衛門といふ者あり。舟子となりて琉球に至り、一甘藷を得て、盆栽して帰り、之を圃に種るに大いに蔓衍す。採りて以て糧に代う。是に於て、土人争い其種を求めて之を植え、遂に國中に偏し、今は則ち天下有らざるは無し。

利右衛門、既に没す。土人其の恵を思い、相共に塚を立て、呼びて甘藷翁の塚となす。毎年七月五日を以て祭を致



す。蓋し、其の忌日なり。歳久しくして墓誌泯滅す。弘化中佐々木某等、更に碑を立つ。然れども、此皆土人私かに之を為す。官未だ嘗つて聞知せざるなり。明治六年大区長椎原孝助君、翁の民に功ありて、其事蹟彰れず、且つ碑詞雅馴ならざるを悼み、祠を立て之を祀る。因りて余に請うに、碑文を以てす。孝助君、一方民社の寄に膺り、独り心を職に勞するのみならず、又先世の民に功有る者を推して之を祀る。深く古誼に合す。而して翁、因りて以て世に彰はるゝは、是嘉すべきなり。翁に一子有り。宝永四年七月、与に舟に乗り風濤に遇いて、父子俱に覆没す。故に後無しと云う、銘に曰く

甘藷の人を養う、五穀六とすべし、

唯か始めて種うる者ぞ、史乗録せず

古、食を祭る、本に報ゆる所以なり

後世礼亡び、淳風日に遠し

賢宰焉を慨き、翁の為に祠を立て、

豊碑刻銘、千載に是垂れん。

明治六年癸酉五月上浣

鹿兒島県十等官

今藤宏撰

揖宿郡宰

椎原國蕃書

△原 文▽

甘藷養人興五穀等夫天有水旱而五穀有豊歉地有肥磽而五穀異其宜唯甘藷在土中水旱不知其種之雖荒瘠付鹵之地無不宜焉歲雖值凶荒民無飢餓之患者甘藷實之頼焉是則甘藷之功有時乎勝於五穀也古者凡有功於民者必祭之故蜡之祭主先蠶而祭司蠶雖猫虎之類其食田鼠田豕則迎而祭之然則始種甘藷之人其可無祭乎始種甘藷者誰

昔宝永二年薩摩山川邑兒ヶ水村之民有利右衛門者為舟子至琉球得一甘藷盆栽而歸種之圃大蔓衍採以代糧於是土人爭求其種以植之遂徧於國中今則天下無不有焉利右衛門既没土人思其惠相共立冢呼為甘藷翁冢以每年七月五日致祭蓋其忌日也歲久墓誌泯滅弘化中佐々木某等更立碑然此皆土人私為之官未嘗聞知也明治六年大区長椎原孝助君悼翁有功於民而其事蹟不彰且碑詞不雅馴立祠祀之因請余以碑文孝助君膺一方民社之寄不獨勞心於職耳又推先世之有功於民者而祀之深合古誼而翁因以彰於世是可嘉也翁有一子宝永四年七月興乘舟遇風濤而父子俱覆沒故無後云銘曰

甘藷養人 五穀可六 誰始種者 史乘不錄

古者祭食 所以報本 後世禮亾 淳風日遠

賢宰慨焉 為翁立祠 豐碑刻銘 千載是垂

明治六年癸酉五月上浣

鹿兒島縣十等官 今 藤 宏 撰

揖宿郡宰 椎 原 國 蕃 書

(3) 甘藷翁頌德碑

△仮名交り文▽

本に報い始めに反るは、人道の大義なり。況や利沢、民に蒙りて百世竭きざる者、豈其初を忘るべけんや。宜なり、薩人の甘藷翁に於ける眷々として措かざるなり。記を案ずるに、宝永二年、山川村岡兒ヶ水の里人、利右衛門は、琉球に航して甘藷數顆を載せ還り、試に之を礧瘠卑湿に培う。種えて蕃らざるなく、蕃して実らざるなし。四方競い培え、遂に、海内に遍く、独り生靈を凶饑に濟うのみならず、貴賤常食して、以て穀食の艱を補う。薩摩藷の名、万口に膾炙せり。

利右衛門、既に亡し、薩人深く之を徳とする。塚を立て、甘諸翁の墓と云ふ。忌日には必ず祭を致す。年久しく塚類る。弘化中佐々木某等墓を立て、之を表す。明治初年揖宿郡宰椎原國蕃等私かに議し、玉蔓大御食持命の諡號を贈りて墓を表す。又、儒士今藤宏に乞うて文を撰し、石に刻む。二十七年、里人更に祠堂を設け之を祀り崇奉の典、益々具る。三十二年暴風雨に會ひ、祠堂、壞えて碑石を埋む。

閻村嘆恨し、是に於て巨資を投じて旧域を拡め、新に祠宇を築く。大正三年、工を起し、明年之を竣ゆ。祠貌儼然人をして敬を起さしむ。これより先、馬野郡長服部臯官其他有志相謀りて曰く、此事独り村民を煩し、吾曹の傍觀するは道にあらざるなり。乃ち汎く資を募り、頌徳碑を祠畔に建て、後人をして永く利沢の由る所を記さしめんと欲すと。人を遣し来り余に文を請ふ。顧るに、島根県に往きし時、代官に井戸平左衛門あり。薩諸を領内に播植す。土人呼んで、諸代官となす。その亡所に紀恩碑を建つるあり。近くは、更に贈位の典あり。青木昆陽も亦、甘諸の利を察し、薩種を諸州に勸倍す。其の名夙に顯る。

而して其の初をたづぬれば、一に我甘諸翁に由る。但地僻にして、人賤なれば、その名、未だ甚顯れず。豈傷まざるべけんや。而して、薩人之を伝へて、未だ顯れざる。蓋し此に二百年。今は更に一大碑を建て、其の厚徳を頌する。独り報本反始の道に於いて、その当を得るのみならず、翁の名蓋し是より天下に暴白せんか。是記せざるべからざるなり。乃て記す。

大正四年九月上浣

第七高等造士館教授從五位

山田準撰

鹿兒島縣揖宿郡書記

西原清行書

△原文▽

報本反始人道之大義況利澤蒙民百世不竭者豈可忘其初乎哉宜矣薩人之於甘藷翁眷々不措也安記室永二年山川村岡兒々水里人利右衛門者航琉球載甘藷數顆還試培之疏瘠卑濕莫種而不蕃莫蕃而不實四方競培遂遍海內不獨濟生靈干凶饑貴賤常食以補穀食之艱薩摩諸之名膾炙千萬口利右衛門既亡薩人深德之也立塚日甘藷翁墓忌日必致祭年久塚頽弘化中佐々木某等立墓表之明治初年揖宿郡宰椎原國蕃等私議贈玉蔓大御食持命諡號表干墓又乞儒士今藤宏撰文刻石二十七年里人更設祠堂祀之崇奉之典益具三十二年會暴風雨壞祠堂埋碑石闔村嘆恨於是投巨資拓旧域新築祠宇大正三年起工明年竣之祠貌儼然令人起敬先是馬野郡長服部縣官其他有志相謀日此事獨煩村民吾曹傍觀非道也乃汎募資建頌德碑于祠畔欲使後人永記利澤所由也遣人來請余文顧島根縣往時有代官井戸平左衛門播植薩藷千領內土人呼以諸代官其亡所在建紀恩碑近者更有贈位之典青木昆陽亦察甘藷之利勸培薩種千諸州其名夙顯而原其初一由干我甘藷翁但地僻人賤其名未甚顯豈不可傷乎哉而薩人傳之未顯蓋二百年于此今者更建一大碑頌其厚德不獨於報本反始之道得其當翁之名蓋自是暴白于天下矣乎是不可不記也乃記

大正四年九月上浣

第七高等學校造士館教授從五位

山田準 撰

鹿兒島縣揖宿郡書記

西原清行 書

建碑發起人

服部教一・是枝誠介・豐田勝藏・隈元禎三  
志々目藤彦・馬野精一・樋渡次右衛門・日高退藏  
馬場助一・肥後榮藏

甘藷翁頌德碑

鹿兒島縣知事

高岡直吉書

#### 四、神社明細帳

鹿兒島県揖宿郡山川村岡兒ケ水三三二番地

無指定村社 徳光神社

##### 一、祭神 玉蔓大御食持命保食神

##### 一、由緒

往時、當薩摩國揖宿郡山川郷岡兒ケ水の利右衛門と称し、舟乗業をなし、元録の初年に琉球國へ渡航したる時、琉球人、芋の如き物を食したり。利右衛門つらつら之を見て思へらく、此のもの我未だ内地に於いて見聞せず。吾等僻陬の地に於いては、最も糧食を補ひ有るべしと、僅かに一顆を獲、之を盆栽して帰り、某圃に試みしに、能く土地に適應し、利右衛門喜して之を採り、以て日用の糧に代へ、爰に於て唐芋と称へ、近隣の争ひ需めて之を植え、未だ数年出でざるに、関州遂に競ふて之を倍植するに至り。

利右衛門其子某と共に再渡航し、芋を持帰らんとし舟に在り。時に颶風暴に致り、之が為に覆り、父子遂に淪没す。時、宝永四年己亥七月五日也（享保四年トアルハ葬儀ヲ為シ墓碑ヲ建テタル日ナリシヤ。死体帰ラズ後日大風ヲ思ヒ偲ビ記シタルモノニアラメヤ）此より以還歲月の久しき、遂に他邦に蔓延す。弘化三年丙午年五月、山川佐々木廣兼、河野通直の二人相謀りて、岡兒ケ水の堂の間に在る石碑の磨滅するを憂ひ、更に碑を建て以て其の概要を掲ぐ。尋ひて、明治六年五月、椎原孝助区长たる寸郷民又

更に徳光の地に碑を建て、甘藷翁と称へ、私に謚名を玉蔓大御食持命と曰ふ。明治六年十月一日徳光神社號依願許可同年建設

境内地第一種官有地ト官許

明治十二年 社殿再建

明治十二年 村社列格 無指定

一、境内地 三畝拾歩

大正四年九月揖宿郡長馬野精一氏當神社の荒敗を慨し、社殿改築の議を提唱す。時の高岡直吉縣知事大いに賛し、汎く縣民の義囊に訴えしが、當岡兒ケ水の区民境内地寄附申出之を受けて拡張す。

一、貳畝四歩

一、貳畝五歩

一、五畝参歩

一、貳拾貳歩

大正四年九月

甘藷翁頌徳碑建立

大正四年九月揖宿郡長馬野精一氏當神社に設置す。

一、氏子参百戸 岡兒ケ水

一、崇敬者 壹千五百戸 福元区、成川区、大山区

神社名

祭神

一、児ヶ水神社

受持神  
猿田彦大神

明治十二年十月

一、河上神社

速秋津彦神  
速秋津姫神

明治四十三年六月

一、大山積神社

大山津見神

明治十三年五月

一、龍宮神社

豊玉姫尊  
事代主命

明治四十三年六月

明治四拾参年六月合祀

## 編集後記

○本資料集は、これまでの文化財保護審議会委員の調査研究の成果をまとめたものである。

○本資料集が、悠久の昔より現在をへて二十一世紀に誘う金字塔となつて欲しいと思う。

○まだまだ多くの文化財が未調査のままであろう。  
町民各位の御教示と御支援をお願いしたい。

### 第十集（総集編）

#### 山川の文化財

平成二年十一月十六日 発行

発行者 山川町教育委員会

印刷所 丸山印刷

TEL ○九九三―二二―二八〇七

住所 指宿市湊二丁目二四―一九







